

介護ネットみやぎ速報

(第34号 2012. 2. 3)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ

責任者 人間田 範子

022-276-5202

022-276-5205



「第5期みやぎ高齢者元気プラン」【中間案】に対する意見(パブコメ)を提出しました！

1月26日、介護ネットみやぎは、宮城県が策定した平成24年度～平成26年度の高齢者福祉計画、介護保険事業計画「第5期みやぎ高齢者元気プラン」【中間案】に対し、意見書(パブコメ)を提出しました。提出した意見は、以下の6項目です。

【意見書】

宮城県保健福祉部長寿社会政策課御中

【郵便】 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8-1

【FAX】 022-211-2596

【e-mail】 chouju@pref.miyagi.jp

「第5期みやぎ高齢者元気プラン(中間案)」に対する意見

団体名称 NPO法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

代表者の氏名 樋口 晟子

住所 仙台市青葉区柏木1-2-45フォレスト仙台3F

電話番号 022-276-5202

はじめに

東日本大震災において、宮城県内で全壊、水没した高齢者福祉施設は、特別養護老人ホーム(特養)10ヶ所、介護老人保健施設2ヶ所、認知症高齢者グループホーム20ヶ所に上ります。特養だけでも県全体の1割に当たる550床が失われ、通所介護施設等の多くも被災しており、半壊や一部損壊の施設は膨大な数に上ります。被害を受けた施設の入所者や、自宅などを流された要介護者の支援が緊急に必要であり、長引く避難生活が原因で新たに介護が必要となる人も増えています。

第5期みやぎ高齢者元気プランの第一に、被災した介護事業所ができるだけ早急に復旧するための施策を望みます。そのうえで、(中間案)に対し意見をのべます。

1 震災復興における高齢者福祉の方向性について

(1) 地域包括支援センターについて

①第5期介護保険事業を推進するための核となるのは、地域包括支援センターであるといっても過言ではありません。地域包括支援センターが本来の業務の機能を発揮するために、宮城県として国に対し

制度を改善するように、引き続き提言することを求めます。わたくしたちは、地域包括支援センターの機能を強化するために、以下の2点が重要だと考えています。

- ・指定介護予防支援事業所としての要支援者のケアマネジメント業務を地域包括支援センター業務から外し、居宅介護支援事業所が一貫したケアマネジメントを行なうようにすること。
- ・地域包括支援センターの人員配置基準を原則として3職種3人から3職種4人以上に増やし、包括的支援事業だけで運営できる財政を担保する枠組みとし、国の負担額をあげること。

②『宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会』と各市町村に設置されている地域包括支援センター運営協議会の連携はますます重要になってくると感じます。しかし『宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会』について、何の記載もなく、宮城県の状況がわかりません。地域包括支援センターの運営について、センター間そして自治体間の格差が言われています。『宮城県地域包括・在宅介護支援センター協議会』が、各市町村に設置されている地域包括支援センター運営協議会への支援・連絡調整の事業を行うこと、また、全県の地域包括支援センターの実態調査を行い、業務課題を現場から明確にすることを求めます。

③今後ますます介護予防の推進が重要になっており、対象者を把握するために、基本チェックリストの全数配布を実施することとなっています。地域包括支援センターの業務量を、さらに増やす結果になっています。地域包括支援センターの設置責任主体である市町村が、業務量に見合う職員配置を行うとともに、強化方針を明確にするよう支援することを求めます。

(2) 仮設住宅サポートセンターについて

被災した高齢者にとって、サポートセンターの役割は心強いものです。しかし、様々な相談には、専門的な知識が必要であり、仮設住宅を解消する段階では、地域包括支援センターに業務が収斂していくと思われれます。それに向けての、現在の位置づけや今後の方向性を示すことを求めます。

(3) ボランティア支援について

①P37の『「地域の支え合い」を実施、または、その強化に資する活動に積極的に取り組む社会福祉協議会や老人クラブ等の団体を支援します。』とありますが、地域の支え合いで大きな力を発揮している協同組合についても、支援を明記することを求めます。

②P37の『介護ボランティア制度』の仕組みの推進は、第4期の計画にも記載して有りますが、宮城県内の進捗状況がわかりません。第5期計画にあげる取組みとして難しいものがあります。被災地宮城県の現状において、今最重要課題はP37にある『■地域の支え合いの強化に資する取組み』の体制の構築です。そのための市町村が行うボランティアの育成への支援など宮城県として具体的な施策を推進することを求めます

(4) 災害時要援護者支援ガイドラインの検証について

災害時要援護者支援ガイドラインには、「応急仮設住宅を建設する場合は、要援護者が入居することを想定し、浴室やトイレの手すりの設置、スロープの設置による入り口の段差解消など、可能な限りバリアフリー化に配慮することが必要である」とありますが、まるで活かされなかったのは自明のことです。行政だけではなく各方面の関係者による検証が必要です。『P51に「災害時要援護者支援ガイドライン」が活かされたのか検証を行い』とありますが、内部の検証にとどまらず、外部の関係者も含めた検証を行うことを求めます。

(5) ケアする人の心のケアについて

東日本大震災において、多くの方が犠牲になりました。そのなかで、高齢者の割合は高く、介護の現場でも多くの犠牲者を出しました。発災後の高齢者は介護の職員や、ボランティアなど多くの人に護られました。被災者の心のケアは、様々な取組みがなされていますが、被災者を支え続けている人たちのケアはほとんど手付かずです。高齢者をケアする人は、ボランティア・介護職員・行政職員と多岐にわたっています。「ケアする人の心のケア」はこれから、長く広い取組みが必要です。宮城県が中心になって、各分野のネットワークを構築し、このことの推進に積極的に取り組むことを求めます。

2 サービスの提供基盤について

(1) 介護老人福祉施設

現在、宮城県における介護老人福祉施設への入所希望者は 12,038 人と発表されています。要介護 4・5 の入所希望者だけでも、4,811 人となっています。この人数には、自宅以外に病院・老健・グループホーム・有料老人ホーム等で待機している人数も含まれますが、老健・有料老人ホームにおいて、重度化すれば、特養に移ることを誘導しているところもあり、また、グループホームにおいて、地域性によっては、医療との連携が推進できず、重度化にたいする体制がすべて整ったとはいえないものがあります。要介護 4・5 の自宅待機者は 1,711 人ですが、このような状況のなかで、介護老人福祉施設を 1,995 人分の増床では不足です。今後、被災高齢者の介護度が高くなったときの自宅待機はあまりにも酷すぎます。要介護 4・5 になって、介護老人福祉施設に入所を希望すれば叶う基盤整備を求めます。

(2) 短期入所生活介護

P25 にある、短期入所生活介護の介護保険サービスの現状は、対計画比で 103.1%となっており、計画を上回って提供されています。しかし、このサービスは 2～3 ヶ月前に申し込むのが現状で、緊急に介護が必要になった場合になかなか利用できず、セーフティーネットになりえていません。このセーフティーネットが機能することが、在宅介護を可能にするのです。そのための基盤整備を求めます。

(3) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス

新しいサービスということもあり、どの程度の参入があるのか判断しかねます。このサービスは、今後地域包括ケアを推進するうえで、重要なサービスです。しかし、サービスの性格と、いままでに無いサービスということもあり、大きな介護事業所の独占になる可能性があります。

地域密着型という性格もあり、本来地元も事業者がこのサービスを担えるよう、宮城県として研修会や、他地域のモデル事業などの情報提供を求めます。

3 相談窓口について

県民が高齢者のことについて相談する窓口は、高齢者総合相談センター・地域包括支援センター・仮設住宅サポートセンターの総合相談・認知症の人と家族の会相談窓口などがあり、P75 にあるように、新たに、患者・家族等のがんに関する相談支援センターを設置することが示されています。しかし、これらの窓口のほとんどが、平日の開設のみです。高齢者はいつ何が起こるか分かりません。いつでも、相談できる体制づくりが必要です。介護 110 番（高齢者 110 番）のような、ワンストップの 24 時間、少なくとも土・日開設の相談窓口を求めます。

4 たんの吸引

P89の「介護職員等によるたんの吸引等の制度化に向けて、必要なケアをより安全に提供するために適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修を実施するなど、体制を整備します。」とあります。これは医療行為であり、本来、訪問看護職員が行なうべきことですが、病気や障害のある多くの人たちから介護職員に求められていることも事実です。新たな責任と負担に見合う労働条件の改善がなければ、さらなる負担となりかねません。実施については、個々の介護職員の意思を尊重するしくみをつくるべきです。併せて、事故が発生した場合の実施者の保護制度の確立についても検討することを求めます。

5 情報の公表制度

2010年3月にまとめられた、情報の公表制度支援事業利活用促進等研究会報告書に「介護サービスや介護サービス事業所の選択は、利用者自身の主体的な選択により行われることが基本であり、これを支援する情報としては、抽象的、主観的なものなど曖昧な情報ではなく、介護サービス事業所が現に行っている事柄（事実）に基づく客観的な情報であることが求められる」としています。調査をすることで、客観的な情報になるのです。

宮城県においてはより一層の調査の充実と、この制度の活用を推進する施策の推進を求めます。

6 第三者評価の推進

P95に「福祉サービス第三者評価」の受審について記載がありますが、より一層の推進のために補助金などのインセンティブの検討とあわせて、宮城県として評価結果の公表方法などについても改善、シンボルマークの周知・活用することを求めます。